

令和5年度 障害福祉サービス事業所等 実地指導等の実施状況について

1. 対象事業所

- 障害者総合支援法に規定するサービス事業所・施設 195 事業所
- 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業所 51 事業所

令和5年度末の障害福祉サービス事業所数は246事業所あります。令和4年度末から約2.5%増加しています。

2. 実地指導での指摘区分

対象事業所について、次の①～③の指摘区分で指導・助言を行った。

①文書指摘事項

実地指導当日の講評及び後日の文書指摘を行い、改善報告を求めるもの

②講評(時)指摘事項

実地指導当日に講評及び後日の文書指摘を行い、改善報告を求めないもの

③助言事項

実地指導当日に講評及び後日に文書にて助言を行うもの。

3. 実施時期及び指摘件数

○実施時期

令和5年6月～令和6年1月

○実施件数

実施事業者件数・・・54件

実施事業所件数・・・78件

○指摘件数

文書指摘事項・・・311件

講評(時)指摘事項・・・312件

令和5年度に指摘事項
で文書指摘を行った割合
は、50%で、実地指導
を行った事業所の9割以
上を占めます

○その他

利用者等からの相談・苦情及び虐待通報が増えています。利用者の権利擁護、虐待防止、身体拘束の適正化に取り組むようお願いします。

○項目別指摘件数表

(件)

番号	項目	文書指摘事項	講評(時)指摘事項	備考
1	一般原則	2	0	
2	人員に関する基準	12	4	
3	設備に関する基準	0	2	
4	内容及び手続の説明及び同意	63	48	
5	取扱方針	1	6	
6	契約支給量の報告等	14	8	
7	契約内容の報告等	2	8	
8	サービス提供の記録	10	27	
9	利用者負担額等の受領	1	2	
10	就労	2	0	
11	賃金及び工賃	1	0	
12	工賃の支払等	4	6	
13	実習の実施	0	2	
14	給付費の額に係る通知等	6	9	
15	個別支援計画の作成	55	6	
16	運営規程	19	41	
17	勤務体制の確保等	22	29	
18	定員の遵守	9	2	
19	非常災害対策	3	0	
20	掲示	4	29	
21	地域における生活に移行するための活動	0	1	
22	自動車を運行する場合の所在の確認	1	14	
23	身体拘束等の禁止	5	10	
24	秘密保持	9	1	
25	事故発生時の対応	4	5	
26	虐待の防止	7	4	

27	会計の区分	2	1	
28	変更届	5	6	
29	業務管理体制	3	5	
30	給付費等の算定及び取扱い	45	44	
計		311	312	

マーカー部の項目は、特に指摘が多い項目です。
基準条例等の内容を改めてご確認ください。

4. 令和5年の実地指導の重点項目

令和5年度の実地指導では、下記の点について重点的に指導を行いました。

- ア 人員基準、施設基準、運営基準の確保
- イ 自立支援給付の算定及び取り扱いの適正化
- ウ 利用者等に求める金銭の支払い範囲及び負担額の受領
- エ 重要事項の説明及び掲示
- オ 個別支援計画の策定、見直し及び記録の整備
- カ 虐待防止及び身体拘束禁止等人権の尊重の取組みの推進
 - (ア) 虐待防止及び身体拘束禁止についての認識の普及と制度理解の徹底
 - (イ) 虐待防止及び身体拘束禁止に向けた個別支援計画の策定と個別支援計画に基づくサービス提供の推進
 - (ウ) 苦情解決の取組みの推進
- キ 防災・防犯対策の充実、強化
 - (ア) 非常時の連絡・避難体制の確立
 - (イ) 消火訓練・避難訓練の適正実施
 - (ウ) 不審者等への的確な対応、侵入の防止対策
- ク 事故の予防と事故発生時の適切な対応
 - (ア) 事故、感染症(新型コロナウイルス感染症を含む)、食中毒等の予防と対応マニュアルの作成及び職員への周知徹底
 - (イ) 障害児通所事業所における、安全計画の策定及び車両運用時の児童の所在確認の実施状況
- ケ 利用者預り金の適正な管理
- コ 業務管理体制の整備の確認

5. 実地指導における主な指摘事項

1. サービス利用契約時における重要事項の説明等

- ・重要事項説明書の記載内容と運営規程の記載内容で整合性がとれていなかった。
- ・職員体制（職種）の記載内容を見直ししておらず、現在配置していない職員が記載されている。
- ・第三者評価の実施の有無について記載されていない。
- ・実態と異なる内容が記載されている。
- ・運営規定の概要等の重要事項の掲示がされていない。または、掲示内容が古い。

→運営規定を定める従業員の員数は、基準上置くべきとされている員数を満たす範囲において「〇人以上」と記載することができます。

→省令改正及び報酬改定におけるに各種加算等の見直しに伴う、運営規程や重要事項説明書等の変更について、利用者への説明等については、一定の期間を要すると思いますが、速やかに行うようお願いします。

→令和6年4月より努力義務から義務化される事項の見直しをしてください。

ちなみに、業務継続計画の策定、感染症の予防及びまん延の防止、安全計画の策定について、運営規程上の努力義務表記（「～努めなければならない」）である場合は、義務化後の表記に改めが必要です。

2. 契約支給量の報告等

- ・利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告されていなかった。

→利用契約を締結したときは、受給者証の事業者記入欄に、事業者及び事業所の名称、契約日、その他必要な事項（サービス内容、契約支給量、入所（居）日、事業者確認印）を受給者証の事業者記入欄に記載し、写しを保管してください。また、受給者証の事業者記入欄に記載した内容は、松江市に対して所定の様式により遅滞なく報告してください。

3. 事故報告がされていない

- ・サービス提供時（事業所内にいる時間及び送迎中含む）における、利用者の負傷等について、市へ報告がされていない。

→基準省令において、「事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、指定権者、支給決定市町村及び当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じ、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかにおこなわなければならない」とされています。

→事故が発生したら、市へ速やかに電話連絡し、後日、事故報告書を郵送又は持参してください。個人情報保護の観点から、メール等での提出は受け付けていません。

→利用者さんの命に関する重大な事故に繋がる可能性もあります。報告を要する事故にまで至らない事案も、状況及び事故に際して採った処置について記録等行い、重大事故につながらないように原因の解明、再発防止策を講じることが大切です。

→市へ報告が必要な主な事故の範囲は下記のとおりです。

- ・負傷及び死亡
- ・誤薬
- ・利用者の行方不明
- ・火災
- ・食中毒及び感染症

R6.2 末現在の事故報告数：50 件

主な内訳：誤薬・転倒

※食中毒及び感染症は、松江保健所及び松江市保健衛生課への報告も必須

※詳細は、松江市 HP にて、「松江市障がい福祉サービス等事故報告事務取扱要領」をご確認ください。

4. 身体拘束廃止未実施減算（身体拘束の禁止）

・身体拘束適正化のための、研修・委員会設置・指針整備を行っていない事業所が多く見受けられました。

→身体拘束等の適正化を図る措置を講じていない（下記のいずれかに該当）場合に、利用者全員について減算になります。

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合に、必要な事項を記録していない
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に（1 年に 1 回以上）開催し、その結果の周知をしていない
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に（1 年に 1 回以上）実施していない。

年度ではなく
直近 1 年です

→上記①～④のいずれかを満たしていない場合に、基本報酬を減算することになりますので、必ず実施するようにしてください。尚、R6 から下記のとおり減算率

が変更になっています。

- ・施設・居住系サービスは所定単位数の10%
- ・訪問・通所系サービスは所定単位数の1%

5. 個別支援計画の作成等（個別支援計画未作成減算）

- ・説明や同意を得た記録がない事案がありました。
- ・計画された内容と実際のサービス提供内容が違う事案がありました。
- ・通所支援計画が6か月以上見直されていない状況が続いていた。

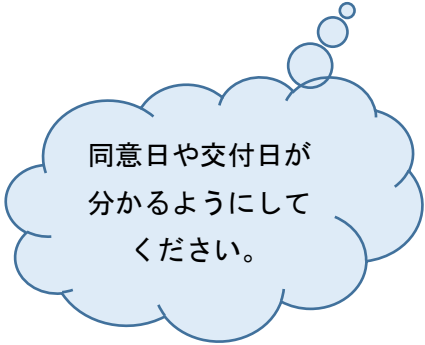
→個別支援計画には、具体的なサービスの内容や目標、日程等を記載してください。

また、サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者は、少なくとも6か月に1回以上モニタリングにより、個別支援計画の見直しを検討し、必要に応じて計画を変更してください。

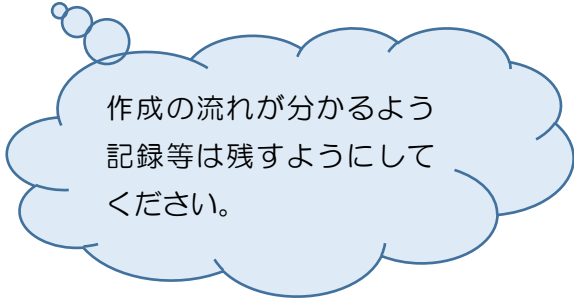
→令和6年度から利用者に交付している個別支援計画について、指定特定相談支援事業者等への交付も必須となる等、基準省令の見直しがありましたので、次項を参考に、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めてください。

→個別支援計画の作成が適正でない場合、該当利用者につき減算が適用になります。

- ① サービス管理責任者（児童発達管理責任者）による指揮の下、個別支援計画が作成されていない。
- ② 個別支援計画の作成に係る一連の業務が適正に行われていない。



同意日や交付日が
分かるようにして
ください。



作成の流れが分かるよう
記録等は残すようにして
ください。

障害者の意思決定支援を推進するための方策

意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。

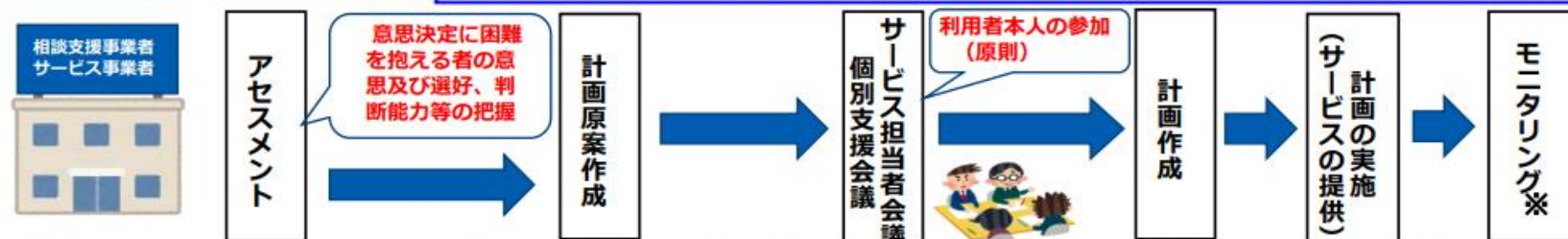
※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

（参考）障害者の意思決定支援のプロセス 相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示 11

7. 勤務体制の確保等

- ・雇用契約書のない、もしくは雇用契約書上の雇用期間が切れている従業員がいました。また、雇用条件通知書で雇用内容が明らかにされていませんでした。
- ・勤務表で常勤・非常勤の別や管理者等との兼務関係が明確にされていないものがありました。
- ・出勤簿のない従業員がいました。

→労働基準法第 15 条により、使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金その他の労働条件を書面により交付することになっています。

従業員を雇い入れる際は、労働条件を明示した書面を交付してください。

特に有期雇用契約について、更新の有無や更新の要件が漏れているケースが多く見受けられます。

→事業所ごとに勤務表を作成し、従業員の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者等との兼務関係等を明確にしてください。

8. 欠席時対応加算

- ・利用中止の連絡のあった日時、利用者の状況確認、相談援助の内容が記録されていませんでした。

→電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き児童発達支援等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録してください。

9. 業務管理体制

- ・法令遵守責任者が届けられていませんでした。

→法令遵守責任者を選任し、その氏名等、業務管理体制（事業者の法令順守体制）の整備に関する事項を届け出てください。

※業務管理体制の届出は、関係条文ごとに届け出る必要がありますのでご注意ください。

6. その他

児童指導員等加配加算について

- ・児童指導員等加配加算の算定について、要件を満たしていない。
- ・勤務実績の管理がされていないため、要件を満たしている根拠が示せない

→令和5年3月30日付け「障害児通所支援における児童指導員等加配加算の取扱いについて」において、算定要件が改めて示されています。

算定する上での注意点は下記のとおりです。（通知内容も必ず確認してください。下記内容は令和5年度の要件です。）尚、令和6年度より加算要件が変更になりますので、報酬告示等をよくご確認ください。

- 市へ届出された内容は、あくまで勤務予定ですので、実際の勤務実績で算定要件を満たしているか確認してください。
- 人員配置上必要な基準職員が基準人数を満たしているか開所日ごとに確認し、基準職員以外に加配職員を月単位で合計1.0以上（常勤・非常勤問わず常勤換算方法による）配置していない場合は加算の算定はできません。
- 基準職員が不在となり、加配職員を基準職員とするときは、他に加配職員がいなければ当該加配職員の当該日の勤務時間は、月単位での常勤換算の算定に含めることはできません。
- 基準職員が不在で人員基準を満たさない日については、加配職員を月単位で常勤換算方法で1.0以上配置していたとしても、当該日の加算の算定はできません。

その他のお知らせ

- ・令和6年4月より、松江市の組織改革により、障がい者福祉課事業所指定係から障がい者福祉課事業所管理係に係名が変更になりました。電話番号等に変更はありません。
- ・行政機関からの通知等について、各事業所へメールで送付しています。必ず目を通すようにしてください。尚、登録事項に変更が生じた場合は届出が必要です。
- ・各事業所からの質問は、電話では原則受付ておりません。質問票にてご質問頂くようお願いいたします。

重要事項説明書等に係名を記載している事業所は、名称変更をしてください。

下記の内容については、令和6年3月31日までの経過措置が終了します。各事業所で必ずご確認ください。

職種・加算等	要件等	期限切れとなる経過措置の内容
同行援護 (従業者)	同行援護従業者養成研修修了者	盲ろう者向け通訳・介助員については、令和6年3月31日までの間、同行援護従業者養成研修一般課程を修了したものとみなす。 同行援護の事業所の従業者であった場合に限り、令和9年3月31日まで経過措置あり。
ピアサポート 実施加算 (就労継続支援 B型)	地域生活支援事業として行われる「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した障害者（障害者であったと都道府県、指定都市又は中核市が認める者を含む。）と管理者等を配置し、これらの者により各事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。	令和6年3月31日までの間は、都道府県、指定都市又は中核市が左記研修に準ずると認める研修でも可とする。
ピアサポート 体制加算 (自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援)	地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した次の者をそれぞれ常勤換算法で0.5人以上配置していること。 ①障害者又は障害者であったと都道府県又は市町村が認める者 ②管理者又は①の者と協働して支援を行う者	令和6年3月31日までの間は、都道府県又は市町村が左記研修に準ずると認める研修を研修した①の者を常勤換算法で0.5人以上配置する場合についても本要件を満たすものとする。(②の者の配置がない場合も算定可。)
感染症の予防 及びまん延の	すべての障害福祉サービス等事業者を対象に、委員会の開催、指針の整	令和6年3月31日までの経過措置。

<p>防止等に関する取組の義務化 (全サービス)</p>	<p>備、研修の実施、訓練の実施等について義務付ける。</p>	
<p>業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化 (全サービス)</p>	<p>すべての障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施、訓練等の実施等を義務付ける。</p>	<p>令和6年3月31日までの経過措置。</p>
<p>安全計画の策定等 (障害児通所支援)</p>	<p>事業者は、障害児の安全の確保を図るため、事業所ごとに安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施しなければならない。 事業者は、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。 事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p>	<p>令和6年3月31日までの間は、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。</p>
<p>居宅介護 (サービス提供責任者)</p>	<p>居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事した者。</p>	<p>居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする。</p>

<p>自動車を運行する場合の所在の確認 (障害児通所支援)</p>	<p>事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて所在の確認を行わなければならない。</p>	<p>令和 6 年 3 月 31 日までの間、自動車にブザー等を備えないことができる。ただし、この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。</p>
---------------------------------------	--	---

下記の内容については、令和 6 年 4 月 1 日以降も有効な経過措置です。令和 6 年度末で経過措置終了のものもありますので、今年度中に準備してください。

職種・加算等	要件等	経過措置の内容
<p>サービス管理責任者 児童発達支援管理責任者</p>	<p>基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者 ※平成 31 年度から令和 3 年度の基礎研修受講者に限る。</p>	<p>基礎研修受講後 3 年間は、実践研修を受講していなくても、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）とみなす。</p>
<p>食事提供体制加算</p>	<p>事業所内で食事を作り提供した、又はクックチル、クックサーブ等特殊な方法で事業所へ搬入された食事提供をした場合、平成 30 年 3 月 31 日までの間加算を算定する。</p>	<p>令和 6 年度の報酬改定により栄養面の評価に関する要件が追加された上で、令和 9 年 3 月 31 日までの間は、加算を算定することができる。</p>

<p>行動援護 (サービス提供責任者)</p>	<p>行動援護従業者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)修了者であって、知的障害者(児)又は精神障害者への直接支援業務に従事した経験を3年以上有する者</p>	<p>令和3年3月31日時点で介護福祉士等、居宅介護のサービス提供責任者の要件を満たし、かつ知的障害者(児)又は精神障害者への直接支援業務に従事した経験を5年以上有する者については、令和9年3月31日までの間は、当該研修を修了したものとみなす。</p>
<p>行動援護 (従業者)</p>	<p>行動援護事業者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)修了者であって、知的障害者(児)又は精神障害者への直接支援業務に従事した経験を1年以上有する者</p>	<p>令和3年3月31日時点で介護福祉士等、居宅介護のサービス提供責任者の要件を満たし、かつ知的障害者(児)又は精神障害者への直接支援業務に従事した経験を2年以上有する者については、令和9年3月31日までの間は、当該研修を修了したものとみなす。</p>
<p>共同生活援助における個人単位での居宅介護等の利用</p>	<p>利用者に対して、当該利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。(指定共同生活援助として提供される介護又は家事等、及び外部サービス利用型を除く。)</p>	<p>令和9年3月31日までの間は、障害支援区分4以上の利用者が希望した場合には、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。)を受けさせることができる。</p>

共同生活援助 施設入所支援	利用者及びその家族、地域住民の代表者、サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等でも可。以下「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。また、このほかに地域連携推進会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。 また、上記に係る、要望、助言等についての記録作成及び当該記録の公表をしなければならない。	令和6年度から努力義務化し、令和7年度から義務化する。
施設入所支援	利用者の地域移行及び施設外の日中サービスの利用に関する意向の定期的な確認（以下「地域移行意思確認等」という。）を適切に行うため、地域移行意思確認等に関するマニュアルを作成し、地域移行等意向確認担当者を選任すること。 また、地域移行等意向確認担当者はアセスメントの際に地域移行意思確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。	令和6年度から努力義務化し、令和8年度から義務化する。
就労移行 就労定着支援	就労支援員及び就労定着支援員は基礎的研修の受講を必須とする。	受講していない場合でも、令和9年度までは経過措置として、指定基準を満たすものとして取り扱う。